

<募集要領のQ&A>

1 補助対象団体

- 「県内に拠点を有する」とは具体的には何ですか？
 - ・ 法人である団体であっては、定款に記載されている「主たる事務所」又は「その他の事務所（従たる事務所）」が県内にあることです。
 - ・ その他の団体にあっては、郵便及び電話による連絡窓口が県内にあることです。
- 「人権意識の高揚を目的に活動している」とは具体的には何ですか？
 - ・ 定款又は規約等の目的や事業、事業計画、事業実績等から判断します。
- 「財政状況が健全」とは具体的には何ですか？
 - ・ 収支計算書（決算書）等から判断します。
- 「組織・運営体制（連絡先、責任者等）が明確」とは具体的には何ですか？
 - ・ 定款又は規約等や、役員名簿・社員名簿などから判断します。
- 「当該事業実施後、発展的、継続的に活動していく見込みがある」とは具体的には何ですか？
 - ・ 定款又は規約等の目的や事業、過去の事業実績、今後の事業計画等から判断します。
- 補助対象団体とは具体的にどのような団体を想定していますか？
 - ・ 募集要領に定める団体で、具体的に募集要領中の2の（1）はNPO法人や社会福祉法人、公益法人等の法人格のある団体と自治会や任意団体等の法人格のない団体、（2）は学生が主体となって活動するサークルやプロジェクトチーム等を想定しています。

2 補助対象事業

- 「人権意識の高揚を図るための事業」とは具体的には何ですか？
 - ・ 例としては、講演会、研修会、人権啓発イベントですが、事業実施計画書の事業内容等から補助の対象とするかどうかを判断します。
- 「広く県民の参加を募って」とは具体的には何ですか？
 - ・ 団体の関係者だけが参加できる事業ではなく、関係者以外の県民も参加できる事業とします。目安として、参加者の2分の1以上は会員以外の参加者となるように、広く県民に対して参加者を募集してください。
- 法人が既に実施している事業で申請することはできますか？
 - ・ 申請することはできますが、補助の対象とするかどうかを判断する際には、新た

な取り組みを優先する場合があります。

- 「第5次岡山県人権政策推進指針に掲げる人権問題」（女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、ハンセン病問題、患者等、インターネットによる人権侵害、様々な人権問題）以外に関する事業を申請することはできますか？
 - ・ 指針に記載されていない人権問題に関する事業についても、申請することができます。ただし、事業内容等から補助の対象とどうかを判断します。
- 入場料等の収入で事業実施することは可能ですか？
 - ・ 可能ですが、入場料等の収入が、当該事業の運営経費の大半を賄っていると判断される場合は、優先順位が下がります。

【注】補助事業実施計画書中の「具体的内容」部分については、できるだけ詳細に書いてください。

3 補助金額

- 「補助事業を行うために直接必要な経費」とは具体的には何ですか？
 - ・ 法人の運営費の補助ではないので、補助事業に直接必要な経費に限ります。
 - ・ 食糧費（飲食代）や備品購入費は対象外としています。
 - ・ 補助対象経費とどうかについては、領収書等の書類により「補助対象事業に直接必要な経費」であることがはっきりとわかるものを対象とします。
- 補助対象事業経費のうち、講師謝金と講師旅費について、金額の上限など補助対象と認められるための基準がありますか？
 - ・ 講師謝金については、この費目の上限などの特別な基準は定めていません。
 - ・ 講師旅費については、岡山県職員等の旅費に関する条例に準じて計算される額を概ねの上限額とします。すなわち、交通費の部分は最も経済的な通常の経路及び方法によって旅行した場合の運賃等になります。また、宿泊費は、宿泊地に応じた額（岡山県内に宿泊の場合は1泊あたり9,800円）が上限の目安となります。詳しくは問い合わせ先までご連絡ください。
- 団体「A」と団体「B」が構成員である実行委員会「C」が、1つの事業を主催する場合は、どのように申請すればよいですか？
 - ・ 実行委員会「C」として申請してください。
- 連続する2日間で2回講演会をする場合や、1か月で2回講演会をする場合はどうなりますか？
 - ・ 同じ事業目的により実施する場合は、「1事業」として申請できます。

- 民間団体から助成を受けている事業を申請することができますか？
 - ・ 申請することはできますが、民間団体からの助成金は、補助事業に係る収入として、補助対象経費からは控除してください。

- 災害などの不可抗力により予定していた補助事業を中止した場合、準備のために要した経費（会場のキャンセル料、チラシの印刷費など）に関しては補助してもらえますか？
 - ・ 地震・風水害等の影響や感染症の拡大防止のためなど補助事業者の責めに帰することのできない事情により、交付決定を受けた補助事業をやむを得ず中止した場合は、中止までの準備に要した経費を補助の対象とすることが可能です。この場合、補助事業を中止する前に、あらかじめ県に連絡して承認を受けてください。また、発注済みであっても取り消しができるものは、取り消してください。
なお、単に補助事業者の都合によるなど不可抗力と認められない事情により補助事業を中止するときは、補助金は交付されません。（補助金の概算払を受けている場合は、返還していただきます。）

4 申請方法等

- 募集要領の申請書類にある「団体規約等」がない場合は、どのように書けば良いですか？
 - ・ 事業を実施する団体の構成等が分かるように、団体名称、団体の代表者名、団体の設立目的、実施事業、設立年月日、会員、会費等を記載したものをご用意ください。参考に様式をご用意しておりますので、そちらをご利用いただくことも可能です。